

《論 文》

砺波郡古代史料再考

—東大寺莊園史料・嵯峨源氏国司の開發—

鈴木景二

砺波市立砺波散村地域研究所研究紀要 第34号 別刷

二〇一七年三月

砺波郡古代史料再考 — 東大寺莊園史料・嵯峨源氏国司の開発 —

鈴木景二

はじめに

一 越中国莊園惣券

二 砺波郡石粟村図の現地比定

三 嵯峨源氏国司政策と開発

おわりに

はじめに

越中国は、大伴家持が国守として赴任し、足かけ五年の在任中に詠んだ歌が、万葉集に収められ今に伝えられたことにより、多様な古代の事象を知ることができる土地となった。とりわけ砺波地域については日本古代史の研究上よく知られる二類の古代史料が残されている。ひとつは東大寺の墾田地獲得とその開墾に関わる田図と古文書、いまひとつは越中国官倉納穀交替帳である。これらに関しても、先学の重厚な諸研究が積み重ねられている。しかし、それらを見直してみることも必要である。そこで、この機会に思うところを述べることにしたい。

一 越中国莊園惣券

古代の国家はいわゆる公地公民制を基本とし、耕地を把握し管理することを目指した。そして天平一五年（七四三）の墾田永年私財法の施行を契機として、各地で個々の主体による開墾が推進されたと考えられている。金田章裕氏は、この奈良時代半ばの土地開墾の増加により、土地の状況把握の作業が複雑になり、それに対処するために整備が進んだのが、田籍・田図、条里プランによる耕地の把握であること¹⁾を明らかにされた。その研究の主要材料が、東大寺に伝来した莊園の田図およびその関係文書である。東大寺の莊園は北陸地方に多く設定され、その中でも越中国の史料が数多く残されている。特に、天平宝字三年（七三九）の田図群は、それと対になる土地台帳「越中国諸郡莊園惣券第一」（以下「惣券」と略す。）が併せて残されている点が重要である。この惣券は全面に「越中国印」が捺された正文であり、条

里プランに基づく墾田地の登記簿の在り方を示し、いろいろなことが読みとれる興味深い資料である。

私は以前、この史料を田図と見比べて検討したことがあり、この帳簿が国衙の保持していた公田の田籍から、墾田地に該当する部分を抜き出して作成されたと考えたことがある。^③ その際は、活字本『大日本古文書』（編年文書）と正倉院事務所撮影のマイクロフィルム写真を検討材料とした。写真には、文字の修正痕らしく見える部分もあり気に掛かっていたが、その後、幸いにもこの文書が、奈良国立博物館での「正倉院展」に出陳された。しかも、長大な卷子本であるにもかかわらず、全面が展開されており詳細に観察する機会を得ることができたのである。^④ 以下、その時に読みとることのできた情報に基づき書類作成状況について述べよう。

現物を見て先ず分かったのは、記述する郡が変わるごとに料紙を改めていることである。明確なのは、巻頭から砺波郡までの六行の部分である。

越中国検定東大寺墾田地漆処

惣地（町段歩略）

開田

未開

砺波郡

合伊加流伎野地老伯町（割注略）

射水郡

（以下略）

天平宝字三年時点で、砺波郡には東大寺の墾田地は伊加流伎野地一

か所しかなく、しかもこの時点では未開墾であったので坪付記載も不要であった。そのため、巻頭から同郡までの記載はわずか六行である。

その記述部分のみで料紙の第一紙が終わり、つぎの射水郡の料紙が貼り継がれているのである。行頭の横界線はこの継ぎ目でズれているが、国印の印影は継ぎ目を跨いでつながっている。これらから分かるのは、横界線を引いた料紙に砺波郡の分まで六行を清書した後、料紙に余白が十分にあるにもかかわらず、射水郡の記述を続けて書かず余白を切断了ことである。簡単に言えば、清書が郡ごとに行われ、それぞれの完成後に四郡分を貼り継いで成巻し、国印を捺したという作業手順である。これだけのことではあるが、元になっている資料はおそらく国衙の田籍が、郡ごとのまとまりであったことを暗示しているのかもしれない。

二つ目に気づいたことは、条里呼称の記載の行頭の上下位置を誤り、修正した痕がみられることである。この点は図録の写真でも注視すると確認することができる。射水郡の始めの部分を示すと次のようである。

射水郡

合（面積略）

開田（面積略）

木

未開（面積略）

樹

■田村地老伯参拾町 ■段老伯玖拾式步（割注略）

開田（面積略）

未開（面積略）

七條 ■田上里（面積略）

木

根
(坪付略)

■田里 (面積略)

(坪付略)

桜田里 (面積略)

(坪付略)

八條新大葦原里 (面積略)

(坪付略)

新葦原南里 (面積略)

この部分の修正の前後の書式を模式的に示すと、左記のようになる。

【修正後 (現行)】

〇〇郡

〇〇村

〇条〇〇里

〇〇里 (同じ条の里)

〇条〇〇里

〇〇里 (同じ条の里)

【修正前】

〇〇郡

〇〇村

〇条〇〇里

〇〇里 (同じ条の里)

〇条〇〇里

〇〇里 (同じ条の里)

記載様式は、範疇ごとに行頭を一字分ずつ下げる公文書の書式に

則るもので、村(荘に当たり、開田図の各枚に相当)ごとに、条里呼称順に各坪の利用状況を記したものである。この文書には公文通例の、行頭を示す横界線が上部に三段施され、最上段が郡、二段目が村(荘園名)、三段目が里名、それぞれの行頭の位置である。ただし里名の段は、條の初めは□條□里と記す。さて、筆記者は最初の書写時に、条里プランの〇条〇〇里の「里」を、「村」と同範疇と誤認していたらしく、村と里の行頭を同じ段に書き記したようである。その後、各里名の行を擦り消して、行頭を一段(二字分)下げる修正を行っている。この修正は全巻に及んでいるので、全体の清書後に気づいて直したらしい。国印は修正後に捺している。条里呼称の条の下位の「里」と、国郡里制以来の里という行政単位用語、それと「村」という語彙の関係で混乱したのであろう。金田氏の研究によって明らかにされた条里システムの成立過程によると、条里の里名はその後、数字表記と併用されるようになった。単なるケアレミスであるが、惣券はその過渡期の紛らわしい状態で、条里呼称システムに官人が慣れていなかったことを暗示しているのではないだろうか。

二 砺波郡石粟村図の現地比定

数の少ない越前の開田図は図に山容などの景物が描かれているので、それぞれの比定地が確定している。これに対して、数の多い越中国の図は有力な候補地はあるものの確定できていない。図に景物がほとんど描かれていないことや、条里の復元が容易ではないことなどが要因である。

砺波郡域の三図(石粟村・尹加流伎・井山村)は、記述内容から南

北相互に連続すると考えられている。その中間の伊加留岐図の東端には山稜もしくは山裾かとみられる線描があることから、現地比定の有力な手がかりとなっている。砺波郡域で東側に南北方向の山地・丘陵があるとすれば射水丘陵西辺付近しかない。したがって田図の現地比定をするには、縦につないだ三図を、この地域の地図上に乗せ南北方向にスライドさせて、描写物が一致する地点を探すという作業を行うことになる。

現地比定案としてよく知られているのは、金田氏の案である。⁵⁾ 同氏は田図の条里や用水の検討とともに、伊加留岐図の線描の西突出部分を砺波市宮森新の近似地形に比定された。この見解は、諸条件に適合する説であるが、井山村図だけが推定地の地形に制約されて方位をやや異にする必要が生じてしまう点などに問題が残る。

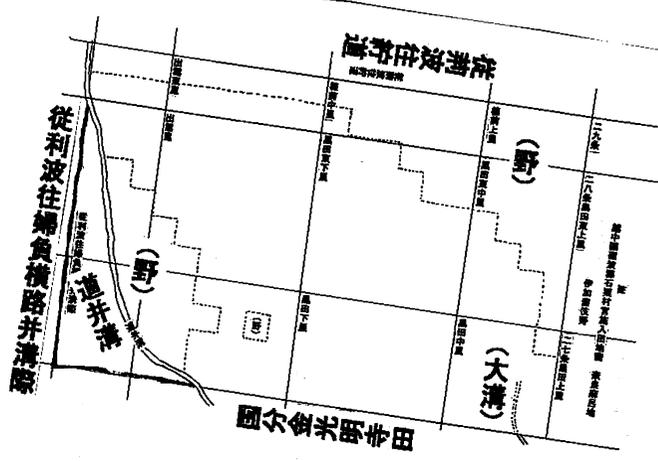
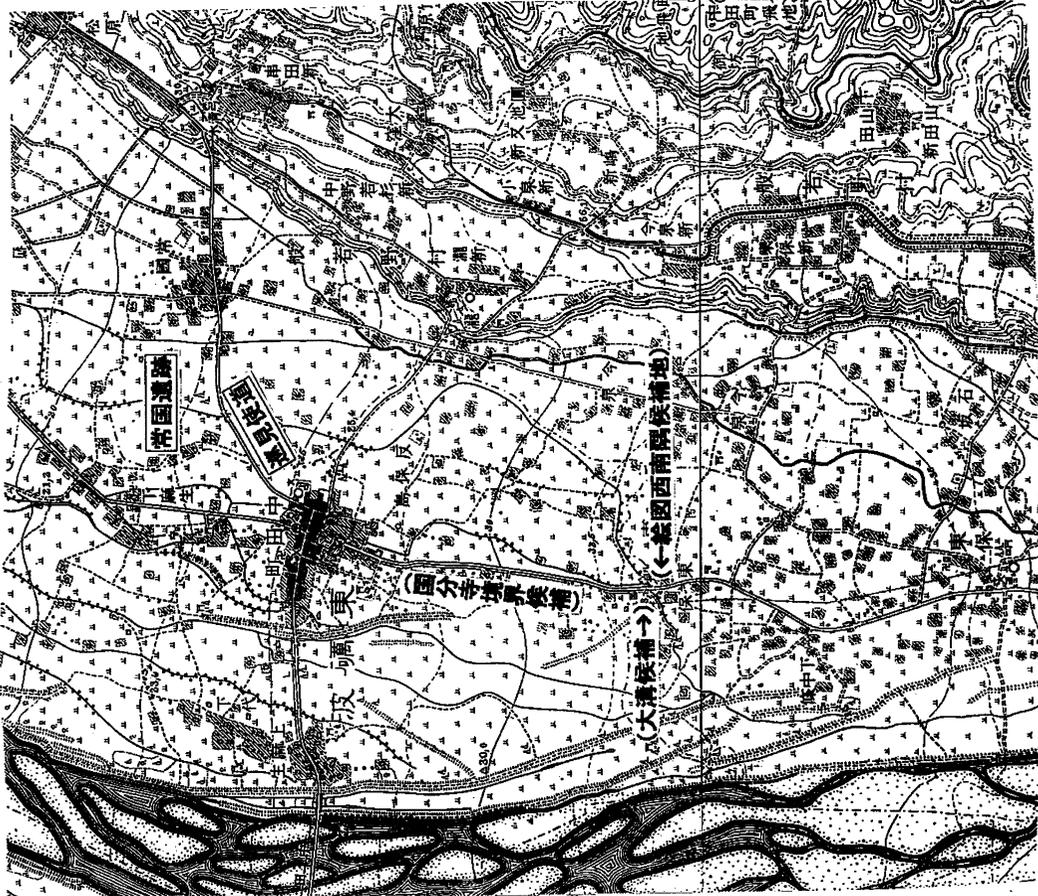
これらの図にはいま一つ、手がかりとなる線描がある。石粟村図に描かれた道である。石粟村は、「越中国砺波郡官施入田地図 奈良麻呂地」と記されるように、政変を起して敗れた橘奈良麻呂の没収地を政府が東大寺に施入した土地である。他の図にも村名注記のある道が記されるが、南北方向のため現地比定の特徴をつかみにくい。これに対して石粟村図の道は東西に近い曲線であること、郡家を結ぶ主要道であるとみられることから、有力な指標となると考えられる。そこで旧版地形図の射水丘陵西辺と石粟田図を見比べると、田図の道が現在の県道九号（富山戸出小矢部線）の形状と酷似することは誰の目にも明らかであろう。すでに一九九三年に西井龍儀氏がこのことを指摘しておられた由である。⁶⁾ 古代の地域間主要道の在り方を考えると、この道が石粟村図の線描の道と一致する可能性が高い。

図に「従利波往婦負（砺波より婦負へ往く） 横路并溝際」と注記されるように、この道は婦負郡家と砺波郡家を結ぶ道である。郡家を結ぶ道は、古代交通史研究上では伝路として、駅路と並ぶ国家支配の面が強調されるが、本来それは昔からの地域の中心地を結ぶ主要道で、自然条件の上でも傾斜変換点をつなぎ湧水地点を通るなど好条件な道として成立したものであると考えられる。こうした交通路は駅路とは違い、その後も長く地域間の主要道として存続することが少なくない。

県道九号は、「巡見使道」と呼ばれ（『三州地理志稿』、木曾義仲進軍の道ともされ、慶長一四年（一六〇九）までは北陸道本道であり、沿道には弓の清水、櫛田神社が位置する。⁷⁾ 婦負郡家の場所は不明であるが丘陵の北から東であることは確実で、砺波郡家の可能性がある砺波市道林寺遺跡への道として県道九号はよく適合する。さらに、この沿道に八・九世紀の大型建物のある常国遺跡⁸⁾が発見されていることは、この道が古代の主要道であることを明瞭に物語っている。

一方で田図に描かれた道の形状が、どれほど実態を示しているかという点が問題となる。図をみると、制作当初には、道と溝が条里プランの方眼界線に沿って引かれていたが、ある段階でその線を塗り消して、条里方眼の部分に斜めに通る線に修正している。これは实地調査などで判明した実状により修正したと考えられるから、奈良時代の実状をかなり正しく記入していることができよう。それが、旧版地形図の主要道の道筋と合致することは、極めて重要である。

以上のように、石粟村図の郡家を結ぶ道がほぼ現在の県道九号であるとすると、それを基準指標として石粟図を現在の地図上に乗せることができる。石粟村の範囲は、県道九号を北の境界として南に広がる



石粟村官施入田地区の模式図と候補地の旧版地形図 (1/25,000 「高岡」「長澤」1910年 大日本帝国陸地測量部)

範囲となる。元々橘奈良麻呂という準皇族の用地であったことも、主要交通路に接している好条件の土地であるとして理解し易い。また、図の西辺、国分寺領との境界線は県道一―号（新湊庄川線）と重なるように見える。図の西南の隅には、用水か道のような僅かな平行線がある。実は石栗荘には、もう一点、ちょうどこの付近を描いた紙の絵図の断簡が存在する。それは天平神護元年（七六五）の絵図の可能性が高いものである（『日本荘園絵図聚影』釈文編一解説）。それをみると、この平行線には「大溝」と記され、東の方眼の部分へも入りこんで描かれている。これは旧版地形図の砺波地域の東保付近の用水に該当するように見える。

このように比定すると、金田氏の比定地よりも北へ約2kmの地点に比定することになる。当然のことながら、その南に続く伊加留岐・井山の二図の比定地も同じようにずれることになる。井山村は、砺波志留志が東大寺に寄進した田百町であり、その現地比定は古代豪族の開墾地の具体像を考えるうえでも重要である。ここでは、西井氏の指摘をふりかえることにより、南の二図と併せ全体として現地比定をさらに考える必要のあることを述べるに留めることにしたい。

三 嵯峨源氏国司政策と開発

『越中国官倉納穀交替帳』⁹は、奈良時代から平安時代前期という長期間にわたって、一地域の正倉の稲穀の蓄積状況を記録した希有な史料として古代史上よく知られている。部分の在り方は全体の在り方を反映するはずだから、この史料の分析結果により当時の一般的な在地社会の生産や田租の蓄積の状況が説明されている。しかも、これは越

中国砺波郡の史料なのであるから、当該地域の歴史を明確に示しているはずであり、そのような観点に立って検討してみる。

この史料から、在地の正倉の稲穀蓄積の変遷を読み解いたのは渡邊晃宏氏の「平安時代の不動穀」¹⁰である。この研究により砺波郡意斐村（和名類聚抄）郷名の「意悲」の稲穀蓄積の変遷が明確にされた。渡邊氏は、この史料に記録された期間に稲穀蓄積の停滞があったことを指摘している。一度目は天平期、二度目は延暦期、三度目は寛平期以降である。そして天平期は遷都や大仏建立など、延暦期は造都と征夷が不動穀消費の原因であり、また不動穀制変化の画期であるとしている。全国規模の歴史事象に地方の財政が連動し、稲穀の増減がその歴史を反映しているのである。

そこで改めて渡邊氏が作成された表をみると、減少だけではなく、稲穀蓄積が大きく増加している時期が二度あったことを看取することができる。これも何らかの歴史を反映しているはずである。膨大な稲穀が遠隔地から村の正倉に輸送納入されることは通常では考えにくいので、貯蓄が増えているということは、地元での税収が増加したことを示すと考えられる。その場合、面積あたりの生産高が急増することは想定し難いので、租税を負担する田（輪租田）の面積が増加したことに起因すると考えられる。その背景を考えてみる。

一度目の増加は、天平勝宝二年（七五〇）から同五年までである。この期間では年平均約一〇七三斛が収納されている。その前の天平五年（七三三）から天平勝宝二年までが約九六斛、その後の天平勝宝五年から天平宝字元年（七五七）までが約三一四斛であるから、天平勝宝期が突出している。この時期の越中国砺波郡域で考えられる開発の

契機は、やはり東大寺の墾田地の設定であろう。寺院の墾田地所有は天平勝宝元年（七四九）四月一日詔で許可され、同七月乙巳に寺院ごとの限度額が決まり、翌年三月に民部省符により諸国に施行が命じられた。¹¹それはまさに稲穀蓄積が増える時期と一致している。

意斐村の所在地は未だに不明確だが、東大寺荘園のいずれかが、意斐郷に所在していた可能性は否定できない。また、その荘田を同郷の人が耕作（賃租）していた場合も考えられる。¹²交替帳の稲穀の増加をみると、東大寺は確保した墾田地において大規模な開発により実収をあげたとみることができる。中央権力による地域への働きかけの実効性、砺波での東大寺の墾田開発の実状を、この史料から知ることができるのである。

二度目の増加は、仁寿三年（八五三）から斉衡二年（八五五）までの間で、年平均の稲穀蓄積は約二〇〇八斛という極めて多量の納入が行われている。その前の承和一三年（八四六）から仁寿二年（八五二）までの間は約四九二斛であるから、四倍近い増加率である。そしてその後、斉衡三年（八五六）から貞観五年（八六三）までもやや多く約八二五斛である。この倉は国司・郡司の管下にある不動倉であるから、収納稲穀の増収は輪租田の面積の増加を意味する。すなわち国司によって公田もしくは国司の墾田の強力な開発事業が推進された結果であると考えられるのである。そこで当該期の越中国司の顔ぶれをみると、興味深いことにこの前後に嵯峨上皇の一世源氏が集中的に国守に就任しているのである。しかも、そうした状況は越中以外にも見出すことができる。そこで改めて、そうした事例について考察する。

周知のごとく嵯峨源氏は、嵯峨上皇が多数の皇子（皇女）にかかる

経費を節約し、皇子の官職就任を可能とするため、弘仁五年（八一四）に信を始めとして源姓を与えて臣下としたことに始まる。¹³実際に彼らは天皇の子という尊貴性に基づき、大臣以下の議政官に就いたほか、文化面でも才能を発揮したことなどが、多くの研究によって指摘されている。¹⁴一方、ほとんど言及されないが源姓の一世および二世のかなり多くが国司の守・権守・介に就任しているのである。全事例を列記するのは紙幅の都合で省略し、概要を述べると、¹⁵国司就任者は、中央の顯職と兼任あるいは権守であることがほとんどであるから、任官の主目的は実質的な国務担当ではなく国守の俸禄とその地位に由来する付加収入の獲得を目的としたと考えられる。源氏賜姓の目的である宮廷経費の節約とは、言い換えれば源氏の経済基盤の確保に他ならないから、まさにその目的を実行したのである。その最も早い事例は、天長五年（八二八）の従四位上源信の播磨権守任官『公卿補任』天長八年条）である。ちなみに親王任国制は同三年施行であるから、その方式を賜姓源氏に適応したということになる。事例は嵯峨二世源氏に加え、文徳一世源氏以下に及んでいる。九世紀に集中的に進められた嵯峨源氏の国司任官は、かれらの収入源の確保を目的とした、おそらく嵯峨上皇の意向による政策である。その政策は多くの国では仁和年間ではほぼ収束する。

ここで個人の経歴を例示すれば、一世源氏の筆頭の信は従四位上治部卿で、天長五年（八二八）播磨権守を兼ね、承和二年（八三五）正三位で近江守を兼ね、同八年には左衛門督で武蔵守を兼ねている（『日本三代実録』貞観十年閏十二月二十八日薨伝）。同じく一世の弘は天長九年（八三二）に宮内卿で播磨権守を兼ね、同一〇年に信濃守

に遷ったが宮内卿は引き続き兼務し、承和三年（八三六）に美作守『続日本後紀』正月十一日条）、同五年に治部卿で美濃守も継続しており、同一二年（八四五）治部卿で尾張守を兼ねている（『日本三代実録』貞観五年正月二十五日薨伝）。次に国の側から事例を見ると、例えば近江国は、承和二年（八三五）の信の守兼任以降、仁和四年（八八八）の昇の介『公卿補任』寛平七年条）まで、明、融、冷、舒、多、勤、能有、是忠、希らが、守から権介までの国司に就いている。

つまり一世および二世を主とする九世紀の嵯峨源氏は、中央の要職に就いていても国司を兼ねる者がほとんどであった。また、いくつかの国は、必ずしも連続はしないが嵯峨源氏が交替しながら国司を継続的に兼務するという政策が行われていたと考えられる。

ここで問題の越中国司の嵯峨源氏の事例をみると、承和一四年（八四七）に嵯峨一世の正四位下刑部卿明が守を兼任した（『続日本後紀』同年正月十二日条）。彼は翌嘉祥元年に阿波守に遷っている（『続日本後紀』同年正月十三日条）。そして仁寿二年（八五二）には、一世の従四位上刑部卿寛が守になった（『日本文徳天皇実録』同年正月十二日条）。斉衡三年（八五六）には一世の従四位上啓が守となっている。彼は貞観元年（八五九）に加賀守に遷っている（『日本三代実録』同年正月十三日条）。貞観一年（八六九）、二世（弘の子）の散位従五位下弼が権介に（『日本三代実録』同年三月二十三日条）、元慶七年（八八三）には二世（融の子）湛が守になっている（『公卿補任』寛平五年条）。彼は仁和元二年（八八五）に、従五位上左兵衛佐兼越中守から、右近衛少将に転じたが越中守は継続しており（『日本三代実録』同年正月十六日条）、翌年も同職であった（同年六月二十五日条）。

さて、稲穀が格段に増加した仁寿三年（八五三）から斉衡二年（八五五）までの期間は、前記のように一世の従四位上刑部卿寛が守になった仁寿二年（八五二）の翌年から三年間である。その間、史料では越中守の人名を確認できず、判明する次の事例は斉衡三年（八五六）の啓の守就任となる。したがって問題の時期の守は厳密には不明であるが、寛が在任していたとみることは可能である。またそれに続く多めの収納の時期は、啓の在任期間を含んでいる。

このように、嵯峨上皇の皇子である源氏国守の在任と輪租田からの収入激増がほとんど同時期であるということは、嵯峨源氏国司の収入増のために国衙が強力に公田や墾田（輪租田）の開発を推進したことを表していると考えることができよう。いわゆる院宮王臣家の開発の国衙版とでもいうべきものである。開墾によりあらたな経済基盤を確保するという方式は、賜姓源氏を始めた嵯峨上皇自身が嵯峨院の周辺で行った方法であったから、¹⁵⁾同様の方法により各国に源氏の経済基盤を設定させることを意図したのである。国司個人には任期があるが、ある国の国司を源氏が交替で務めれば、権力基盤を安定化させ維持していくことが可能であろう。

以上、交替帳という稀有な史料により、九世紀半ばの越中国で、源氏国司の主導による大開発が推進されていたことが推定できる。

九世紀半ばころの地域社会において、嵯峨源氏国司が大きな影響を与えたことが明らかになったが、開発以外にも嵯峨源氏国司が越中に残したものはある。それは射水市赤田1遺跡とその出土品にみる貴族文化である。¹⁶⁾

この遺跡は、九世紀後半を中心とする大溝辺における葎い、および

和歌を伴う饗宴の跡として、出土遺物には稀有な草仮名の墨書土器、猿投窯産の陰刻花紋の緑釉陶器皿などがあり、平安京の最高級貴族文化と直結するものを含んでいる。特に猿投の緑釉陶器は嵯峨上皇の後院冷然院から多数出土し、嵯峨源氏が国司となった諸国からも出土することが明らかにされている。¹⁹⁾ また冷然院からも草仮名の墨書土器が出土している。²⁰⁾

赤田1遺跡は、嵯峨源氏国司の在任期間の遺跡であること、嵯峨源氏と深く関わる猿投窯産の緑釉陶器が出土していることなどから、冷然院すなわち嵯峨上皇と源氏の文化と直結していることが推定できる文化的遺跡・遺物として位置づけることができよう。なお、源氏国司自身は兼官の場合が多く任国に赴任した可能性は低い、啓の卒役に「齊衡中、拝越中守、俄而遷加賀守、累歴相摸・越前守、並不之任」²¹⁾ 『日本三代実録』貞観十一年八月二十七日条とあることからみると、赴任することは皆無ではなかったらしい。また在国は考え難くても、院政期の平時範や藤原為房のように就任時の受領儀礼のため任国に赴くことはあり得ないことではない。²²⁾ 赤田1遺跡とその遺物は、嵯峨源氏国司本人かその代官に関わるものであると考えるとよく、平安京冷然院、嵯峨院（大沢池と名古曾滝跡）などの延長線上にあるものとして、比較検討すべきものと言えよう。

おわりに

砺波地域に関わる東大寺荘園史料はすでに研究し尽されているのかのように感じられるが、まだまだ見直しにより新たな論点を見出すことができそうである。また、ほとんど注意されてこなかった嵯峨源氏の

国司任官は、源氏の経済基盤確保を目的とする政策であり、それは任国における開発を推進するものであったことも、越中国においてそれを確認することができた。またそれは、嵯峨上皇の指向する最新の宮廷貴族文化の任国への移入という文化的結果をもたらしたのであった。この越中国の事例は、嵯峨源氏国司制とも言える体制とその開発動向や文化伝流の側面を資・史料によって確認し、それらを同一時期・地域の同一事象として立体的に復元できる稀有な事例ということができよう。今後、文献資料が増加することは期待できないが、ここで検討した情報と関わる遺跡や遺物は、これまで見つかっているものに含まれているかも知れないし、これから見つかる可能性も少なくないと思

う。

(すずき・けいじ 富山大学人文学部教授)

(注)

- (1) 金田章裕『古代荘園図と景観』東京大学出版会 一九九八
『古地図からみた古代日本―土地制度と景観』中公新書 一九九九
「東大寺領越中国新川郡大藪荘・丈部荘をめぐって」『史林』九九―三二〇―一六
- (2) 「越中国諸郡荘園惣券第一」（東南院文書 三櫃二十八巻）は、『大日本古文书』四 三七五頁、『大日本古文书』東大寺文書二 五四一―二九五頁、小口雅史『日本古代土地経営関係史料集成 東大寺領・北陸編』同成社 一九九九 開田図は、東京大学史料編纂所編『日本荘園絵図聚影』一上 東日本一 一九九五 同『日本荘園絵図聚影』积文編一 二〇〇七
- (3) 「越中の東大寺荘園と田図」本本秀樹編『古代の越中』二〇〇九 高志

書院

- (4) 『第六十六回「正倉院展」目録』二〇一四 奈良国立博物館 三八番 八〇頁
- (5) 前掲注(1)に同じ
- (6) 西井龍儀・小林高範「呉羽山古道の調査」『大境』第二五号 二〇〇五
- (7) 『富山県歴史の道調査報告書 北陸街道』IV章 富山県教育委員会 一九八二 正保四年(一六四七)の『越中道記』(『富山県史』史料編IV付録)には「大道」(北陸街道本道)と記されている。なお、同史料は、加賀藩の正保国絵図付属の道程帳である。
(野積正吉「加賀藩における正保国絵図と道程帳」『富山史壇』第一三八号 二〇〇三 参照)
- (8) 『常国遺跡調査報告』高岡市教育委員会 二〇〇八
- (9) 『石山寺資料叢書 史料篇』第一 法蔵館 一九九六、木本秀樹『越中古代社会の研究』第三章 高志書院 二〇〇二
- (10) 渡邊晃宏「平安時代の不動教」『史学雑誌』九八卷二二号 一九八九
- (11) 『続日本紀』天平勝宝元年四月甲午条、同二年七月乙巳条、『東大寺要録』封戸水田章所引天平勝宝二年三月二十九日「民部省符」 天平勝宝二年に山陽道諸国衙へ施行が命ぜられているので、北陸道においても同じ頃であろう。
- (12) 神護景雲元年(七六七)の井山村墾田地図の二七条高槐東里四行三山田に「小井郷戸主蝮部三〇戸治田二段百廿歩」とある。
- (13) 弘仁五年五月八日詔(『類聚三代格』卷十七) 『新撰姓氏録』左京皇別上「源朝臣」
- (14) 林陸朗『嵯峨源氏の研究』一九六二「賜姓源氏の成立事情」『上代政治社会の研究』吉川弘文館 一九六九 赤木志津子「賜姓源氏考」『平安貴族の生活と文化』講談社 一九六四 最近では松本大輔「親王任国

制の成立—嵯峨源氏との関連から—」『ヒストリア』二五四号 二〇一

六

- (15) 以下の国司の事例検討は、宮崎康充編『国司補任』二(八木書店 一九九九)を手掛かりとした。
- (16) 木本秀樹「古代越中国司一覽考」『越中古代社会の研究』第三章 高志書院 二〇〇二
- (17) 金田章裕「平安初期における嵯峨野の開発と条里プラン」一九七八『条里と村落の歴史地理学的研究』大明堂 一九八五)
- (18) 『赤田I遺跡発掘調査報告』小杉町教育委員会 二〇〇三 『射水市内遺跡発掘調査報告I—赤田I遺跡本発掘調査・串田地区試掘調査—』射水市教育委員会 二〇〇八 鈴木景二「平安前期の草仮名墨書土器と地方文化—富山県赤田I遺跡出土の草仮名墨書土器—」『木簡研究』第一三一号 二〇〇九 鈴木景二「近年の出土仮名文字資料について」『日本史研究』六三九号 二〇一五
- (19) 尾野善裕「古代尾張における施釉陶器生産と歴史的背景」『新修名古屋市史』資料編考古二 二〇一三
- (20) 『平安京発掘調査報告』左京二条二坊二・三町 冷然院・神祇官町・大炊御門大路・二条城北遺跡』関西文化財調査会 二〇一四 『平成27年度 京都市埋蔵文化財出土遺物文化財指定準備業務報告書 平安京京二条二坊(冷然(泉)院)出土品』京都市文化市民局 二〇一六
- (21) 村井康彦『王朝風土記』角川選書 二〇〇〇 森公章『平安時代の国司の赴任』吉川弘文館 二〇一六